

# 令和3年度 病児・病後児保育事業登録申込のご案内

☎ 教育委員会幼児教育係(20番窓口) ☎63・1111 / 病児保育室「こぐまクラブ」 ☎52・8667

平山こどもクリニック(有田川町)に併設している、病児保育室「こぐまクラブ」の令和3年度分の登録受付を開始します。(事前登録は、年度毎必要です。)

## 事前登録の流れ



手続きは、湯浅町教育委員会に母子手帳と印鑑をお持ちください。

**病児・病後児保育とは**  
お子さんが病気またはその回復期にあつて保育所等に預けることができます。保護者の方が仕事などのため、家庭で保育が出来ない場合、一時的にお預かりします。  
\*医師により、受入が不可能と判断された場合、利用できないことがあります。

- ◆**対象** (次のいずれにも該当する子)
- 湯浅町に住所を有すること
  - 生後6か月～小学6年生まで
  - 保護者の方が、お仕事、病気、冠婚葬祭等の理由で、家庭での保育が困難な状況であること

- ◆**対象となる病気**
- 風邪、下痢など、子どもが日常的にかかる病気がかぜ、水痘などの伝染性疾患(麻疹は除く)
  - 喘息などの慢性疾患
  - 骨折、熱傷などの外傷性疾患

## ◆利用時間

8時30分～17時30分  
(土・日・祝・その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。)

## ◆利用料金(1日あたり)

世帯区分	利用料金
生活保護世帯	無料
前年度分の市町村住民税非課税世帯	1日 1,000円(半日500円)
その他の世帯	1日 2,000円(半日1,000円)

▼詳しくは、教育委員会幼児教育係、または、こぐまクラブまでお問い合わせください。

※半日とは、8:30～12:30 または 13:00～17:30まで  
※利用料金の助成については、病児保育に係る利用料の一部を助成します。該当する方には、年度末までに申請書を送付します。

# 令和3年度 国民健康保険被保険者証を発送します

☎ 健康福祉課健康推進係(8番窓口) ☎64・1120

湯浅町の国民健康保険の被保険者証は、毎年4月1日に更新します。新しい保険証が届いたら、記載内容に誤りがないか必ずご確認ください。

送付対象者	被保険者証	特定健診受診券
すべての被保険者	青	40～74歳までの被保険者
被保険者の色	青	30歳未満の被保険者
その他の被保険者	黄	75歳以上の被保険者
その他	黄	75歳以上の被保険者

※配達時に不在の場合は、配達されずに郵便局で一時保管され、不在票が投函されます。不在票については湯浅郵便局にお問い合わせください。

※郵便局での保管は3月31日までです。3月中に受け取らなかった場合は、4月1日以降、役場窓口でお渡しします。本人確認ができるもの(マイナンバーカードまたは運転免許証など)を持参のうえお越しください。

※現在お持ちの被保険者証(ピンク色)や、使用されなかった特定健診受診券(黄色)は4月1日以降使用できませんので、役場へご返却いただくか細かく裁断するなどして処分してください。

# 青少年の安心・安全なスマートフォン利用のために



☎ 湯浅町少年センター(教育委員会内) ☎63-1111

新入学のシーズンを迎え、子ども用スマートフォンなどの携帯電話の契約を予定している保護者も多いのではないのでしょうか。

青少年インターネット環境整備法では、携帯電話会社と契約代理店には、新規の携帯電話回線の契約時および機種変更・名義変更に伴う携帯電話回線契約の変更時に、次のような義務が設けられています。

- ★契約締結者または携帯電話端末の使用者が青少年(18歳未満)か確認すること。
- ★契約締結者または携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨およびフィルタリングの必要性と内容を説明する。
- ★フィルタリングの有効化措置(フィルタリングソフトやOSの設定)を講じること。
- ★この機会に保護者は、子どものスマートフォン利用による、インターネットを通じての犯罪やトラブルに巻き込まれないためにも次のことを検討しましょう。

- ①積極的なあんしんフィルターの利用**  
あんしんフィルター機能は不意に違法または有害サイトにアクセスしないようにする機能で、事件やゲームによる課金トラブルに巻き込まれる可能性を少なくするため、子どもの年齢や使い方、判断力に応じて、4段階の中から選ぶだけで利用できます。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、on/offの切り替えも簡単にできます。
- ②話し合いによる家庭でのルールづくり**  
インターネットを利用するためには、子どもの年齢や判断力に合わせた手助けが必要です。そこで、子どもの能力・発達および日常生活に見合ったインターネットの使い方、家庭で話し合ってみましょう。

## 地域での見守りに協力を

3月は「別れ」と「旅立ち」の月です。子ども達が希望に満ちた将来に向かい、新しい一歩を踏み出そうとしています。しかし、「期待」と「不安」の入り混じった月でもあります。

子ども達が希望に満ちた未来に向かい、良い旅立ちができるよう地域全体で支え合い、子ども達が安全で安心して過ごせるようにご協力をお願いします。